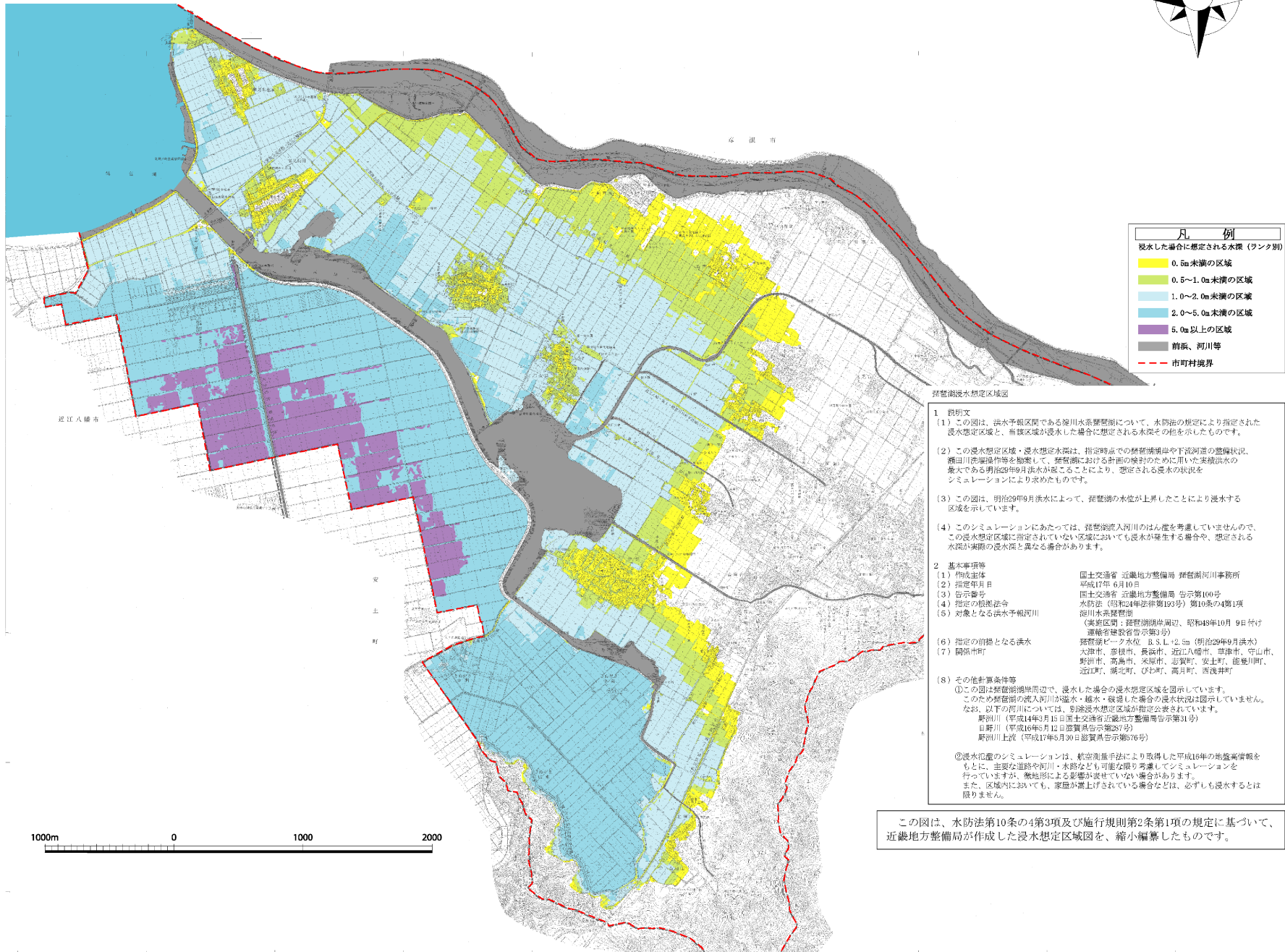
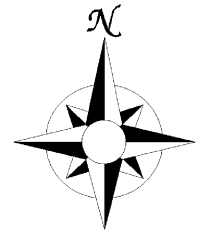


# 琵琶湖浸水想定区域図 能登川町域



凡 例	
浸水した場合に想定される水深（ランク別）	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>	0.5m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	0.5～1.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightblue;"></span>	1.0～2.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:darkblue;"></span>	2.0～5.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:purple;"></span>	5.0m以上の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid gray;"></span>	前浜、河川等
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed red;"></span>	市町村境界

- 琵琶湖浸水想定区域図
- 1 説明文
- この図は、洪水予報期間である滝川水系琵琶湖について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
  - この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定時点での琵琶湖湖位と下流河川の整備状況、瀬田川浚渫作業等を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治29年9月洪水が風ることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
  - この図は、明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。
  - このシミュレーションにあたっては、琵琶湖流入河川のはん濘を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体        | 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所   |
| (2) 指定年月日       | 平成17年6月10日   |
| (3) 告示番号        | 国土交通省 近畿地方整備局 告示第100号  |
| (4) 指定の根拠法令     | 水防法（昭和44年法律第193号）第10条の4第1項<br>湖川水系琵琶湖<br>（実施期間：琵琶湖湖岸周辺、昭和48年10月9日 付付<br>運輸省建設省告示第3号） |
| (5) 対象となる洪水予報河川 | 琵琶湖湖岸周辺、昭和48年10月9日 付付<br>運輸省建設省告示第3号   |
| (6) 指定の前浜となる洪水  | 琵琶湖湖位 水位 12.5m（明治29年9月洪水）  |
| (7) 関係市町        | 大津市、彦根市、鈴鹿市、近江八幡市、草津市、守山市、<br>野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、<br>近江町、湖北町、びわ町、高月町、西浅井町      |
- (8) その他計算条件等
- この図は琵琶湖湖岸周辺で、浸水した場合の浸水想定区域を示しています。このため琵琶湖の流入河川が洪水・越水・溢水した場合の浸水状況は表示していません。なお、以下の河川については、別途浸水想定区域が指定公表されています。  
新洲川（平成14年3月15日国土交通省近畿地方整備局告示第34号）  
日野川（平成16年3月12日滋賀県告示第287号）  
新洲川上流（平成17年5月30日滋賀県告示第676号）
  - 浸水位置のシミュレーションは、航空測量手法により取得した平成16年の地盤高情報をもとに、主要な道路や河川・水路なども可能な限り考慮してシミュレーションを行っています。地形による影響が定まらない場合があります。また、区域内においても、家屋が嵩上げされている場合などは、必ずしも浸水するとは限りません。



この図は、水防法第10条の4第3項及び施行規則第2条第1項の規定に基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものです。